

議案第9号

鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について

次とおり鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第37条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。	(庶務) 第37条 審議会の庶務は、 <u>生活環境部</u> において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。